

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営下内川西地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市字三ノ丸13-19 大館市産業部農林課

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営浦山地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市字三ノ丸13-19 大館市産業部農林課

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大館市粕田字道ノ上117 若狭倫正ほか3人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営大堤地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））の写し
- 2 縦覧期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市字三ノ丸13-19 大館市産業部農林課